

岩手県告示第205号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨東北地方整備局釜石港湾事務所長から次のとおり通知があった。

平成30年3月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 久慈市久慈港、宮古市宮古港、釜石市釜石港及び大船渡市大船渡港
- 2 公共測量を実施する期間 平成30年3月6日から同月16日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（水準測量、基準点測量）